

第 2 1 回土地家屋調査士特別研修 実施基本計画（概要）

1 指定者

法務大臣（土地家屋調査士法第 3 条第 2 項第 1 号の規定による研修）

2 研修実施法人

日本土地家屋調査士会連合会

3 協力機関

日本弁護士連合会、各弁護士会、公益財団法人日弁連法務研究財団

4 運営協力

各ブロック協議会、各土地家屋調査士会等

5 研修概要

次の 5 つの研修に分類される。

- (1) 基礎研修 <17 時間>
- (2) グループ研修 <15 時間以上>
- (3) 集合研修 <10 時間>
- (4) 総合講義 < 3 時間>
- (5) 考査 < 2 時間>

6 カリキュラム（予定）

- (1) 基礎研修 <17 時間>
 - ① 憲法 (2 時間)
 - ② ADR 代理と専門家責任 (2 時間)
 - ③ 民法 (3 時間)
 - ④ ADR の意義と機能 (4 時間)
 - ⑤ 民事訴訟法 I (2 時間)
 - ⑥ 民事訴訟法 II (2 時間)
 - ⑦ 筆界確定訴訟の実務 (2 時間)
- (2) グループ研修 <15 時間以上>
 - ① 申立書の起案＋問題研究 (5 時間以上)
 - ② 答弁書の起案＋問題研究 (5 時間以上)

- | | |
|-----------------|-----------|
| ③ 倫理 | (5 時間以上) |
| (3) 集合研修 | < 10 時間 > |
| ① 申立書起案 (講義・講評) | (5 時間) |
| ② 答弁書起案 (講義・講評) | (5 時間) |
| (4) 総合講義 | < 3 時間 > |
| ① 倫理 | (3 時間) |
| (5) 考査 | < 2 時間 > |
| ① 択一式・記述式 | (2 時間) |

7 考査及び認定

考査は、日本土地家屋調査士会連合会が主体となり、公平・公正を期して実施する。

認定は、連合会による土地家屋調査士特別研修の実施報告及び受講者が行う民間紛争解決
手続代理能力認定の申請を基に法務大臣が行う。

以上